

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

政府・与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがある。

確かに、我が国に在住する外国人の考え方や要望などを地方行政に積極的に吸収する仕組みづくりは必要であるが、永住外国人へ地方参政権を付与するかどうかは民主主義の根幹に関わる重大な問題である。

日本国憲法第 15 条第 1 項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第 93 条第 2 項には「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定されている。

平成 7 年 2 月の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第 93 条第 2 項の住民とは日本国民を指す」と指摘しており、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があるといわざるを得ない。

したがって、現段階で永住外国人に対して地方参政権を付与することには反対であり、結論を拙速に出すのではなく、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 19 日

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣 宛

あわら市議会